

群馬県建築基準法施行細則の一部改正案の概要

令和 7 年 2 月 13 日
群馬県県土整備部建築課

建築基準法第12条では、建築物、建築設備、昇降機等及び防火設備について、経年劣化などの状況を定期的に点検する制度が設けられており、一定の建築物等の所有者・管理者の義務として、専門技術を有する資格者に建築物等の調査・検査等（以下「調査等」）をさせ、その結果を特定行政庁へ定期的に報告することが定められている。【定期報告】

定期報告のための調査等の項目等を定める関係告示が令和 6 年 6 月 28 日及び令和 7 年 1 月 29 日に改正・公布され、令和 7 年 7 月 1 日から施行されるため、定期報告の調査項目等を定める群馬県建築基準法施行細則（以下「県細則」という。）の一部を次のように改正する。

■背景① 換気設備等に係る定期報告関係告示の改正

【関係告示改正概要】 H20年告示第282号^{※1}(建築物の定期調査項目等)、H20年告示第285号^{※2}(建築設備の定期検査項目等)の改正概要

現 行

【告示で定める換気設備等の調査・検査項目】

- ・建築物の定期報告では、換気設備等^{※3}について「作動の状況」、「設置の状況」、「物品放置の状況」を設定
- ・建築設備の定期報告では、換気設備等について、詳細検査により「作動の状況」を設定

建築物の定期報告	建築設備の定期報告
設置の状況	
作動の状況（作動するか）	作動の状況(基準値に合っているか)
物品放置の状況	

改 正

【告示で定める換気設備等の調査・検査項目】

- ・建築物の定期報告から、換気設備等の「作動の状況(作動するか)」及び「物品放置の状況」が削除される。
- ・建築設備の定期報告に、換気設備等の「物品放置状況」が追加される。

建築物の定期報告	建築設備の定期報告
設置の状況	
作動の状況（作動するか）	作動の状況
物品放置の状況	物品放置の状況

※1 「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」

※2 「建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」

※3 「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用の照明装置」

県細則改正事項① 換気設備等に関する項目を建築物の調査項目等に付加（県細則第12条第2項関係）

現状：群馬県は建築設備の定期報告を求めず、換気設備等の状況については建築物の定期報告で報告を受けている。

対応：告示の改正により、建築物の定期調査項目等から削除される「換気設備等に関する項目」について、県細則を改正し、建築物の調査項目等として付加する。【現状を維持する】

(参考) 建築物の定期報告において調査項目から削除される項目

※以下の項目は、平成20年告示第282号（建築物の定期調査）から削除されるが、**同告示第2の規定に基づき、建築物の定期調査項目として県細則で付加する。**

平成20年告示第282号 別表第1

		(い)調査項目		(ろ)調査方法	(は)判定基準	
4 建築物の内部	(42)	居室の採光及び換気		換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項の規定に基づく検査（以下「定期検査」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと。
	(43)			換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
5 避難施設等	(21)	階段	特別避難階段	付室等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
	(26)	排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	(28)		排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
	(34)	その他の設備等	非常用エレベーター	乗降口ビー等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
	(37)			非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	非常用エレベーターが作動しないこと。
	(39)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。
	(40)			照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

■背景② 防火扉に係る定期報告関係告示の改正

【関係告示改正概要】 H20年告示第282号^{※1}(建築物の定期調査項目等)、H28年告示第723号^{※2}(防火設備の定期検査項目等)、H20年告示第240号^{※3}(定期報告を要しない建築物等)の改正概要

現 行

【告示で定める防火扉の調査・検査項目】

- ・建築物の定期報告では、「常時閉鎖式」防火扉について「設置の状況」、「運動エネルギー等の状況」等を設定
- ・防火設備の定期報告では、「随時閉鎖式」防火扉について「運動エネルギー等の状況」等を設定

建築物の定期報告	防火設備の定期報告
[常時閉鎖式防火扉]	[随時閉鎖式防火扉]
設置の状況	
運動エネルギー等の状況	運動エネルギー等の状況
劣化及び損傷の状況	劣化及び損傷の状況
作動の状況	作動の状況
	連動機構の状況
物品放置の状況	物品放置の状況
固定の状況	

改 正

【告示で定める防火扉の調査・検査項目】

- ・建築物の定期報告から「常時閉鎖式」防火扉の「運動エネルギー等の状況」等が削除される。
- ・「常時閉鎖式」防火扉の「運動エネルギー等の状況」等は、建築物の定期報告から防火設備の定期報告項目となる。（ただし、建築物の定期報告の調査項目とする場合は、防火設備の定期報告対象外）

建築物の定期報告	防火設備の定期報告	
[常時閉鎖式防火扉]	新設 [常時閉鎖式防火扉] ^{※4} ^{※5}	[随時閉鎖式防火扉]
設置の状況		
運動エネルギー等の状況	運動エネルギー等の状況	運動エネルギー等の状況
劣化及び損傷の状況	劣化及び損傷の状況	劣化及び損傷の状況
作動の状況	作動の状況	作動の状況
		連動機構の状況
物品放置の状況	物品放置の状況	物品放置の状況
固定の状況	固定の状況	

- ※1 「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」
- ※2 「防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」
- ※3 「定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件」
- ※4 各階の主要なもの（避難経路に設けられたものその他の安全上必要なもの）に限る。
- ※5 病院、診療所等の用途に供する床面積200㎡～300㎡の建築物に設けられたものを除く。

県細則改正事項② 常閉防火扉に関する項目を建築物の調査項目等に付加（県細則第12条第2項関係）

現状：「常時閉鎖式の防火扉(以下「常閉防火扉」)」は建築物の定期報告の調査項目となっている。

課題：告示の改正により、「常閉防火扉」の調査等は、原則として防火設備の定期報告の調査等項目となるが、「常閉防火扉」の調査等は感知器を作動させるような特殊なものではなく建築物の調査等と合わせて行うことが合理的であるとも考えられる。また、「常閉防火扉」のみが調査項目となる建築物は、新たに防火設備の定期報告を要することとなり、建物所有者の負担が増す結果になる。

対応：告示の改正により、防火設備の定期報告の調査等項目に追加される「常閉防火扉」に関する項目を、建築物の定期報告の調査等項目として付加する（告示上、「常閉防火扉」に関する防火設備の定期報告は不要となる。）。【現状を維持する】

(参考) 防火設備の定期報告に追加等される主な項目

※以下の項目は、「常時閉鎖式の防火扉」の検査等項目として、平成28年告示第723号（防火設備の定期検査）に追加等されるが、**同告示別表第1**
表中の規定及び平成20年告示第282号（建築物の定期調査）第2の規定に基づき、建築物の定期調査項目として県細則で付加する。
（告示上、下表(1)～(5)に相当する項目を建築物の定期調査項目とした場合、防火設備の定期報告では、各階の主要な常時閉鎖式の防火扉の検査等は要しないものとされる。）

H28告示第723号 別表第1 防火扉

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(1)	防火扉	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
(2)		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
(4)		常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
(5)	人の通行の用に供する部分に設ける防火扉	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、各階の主要な常閉防火扉について、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することをもって足りる。	昭和48年建設省告示第2563号第1第一号又は第二号イの規定に適合しないこと。